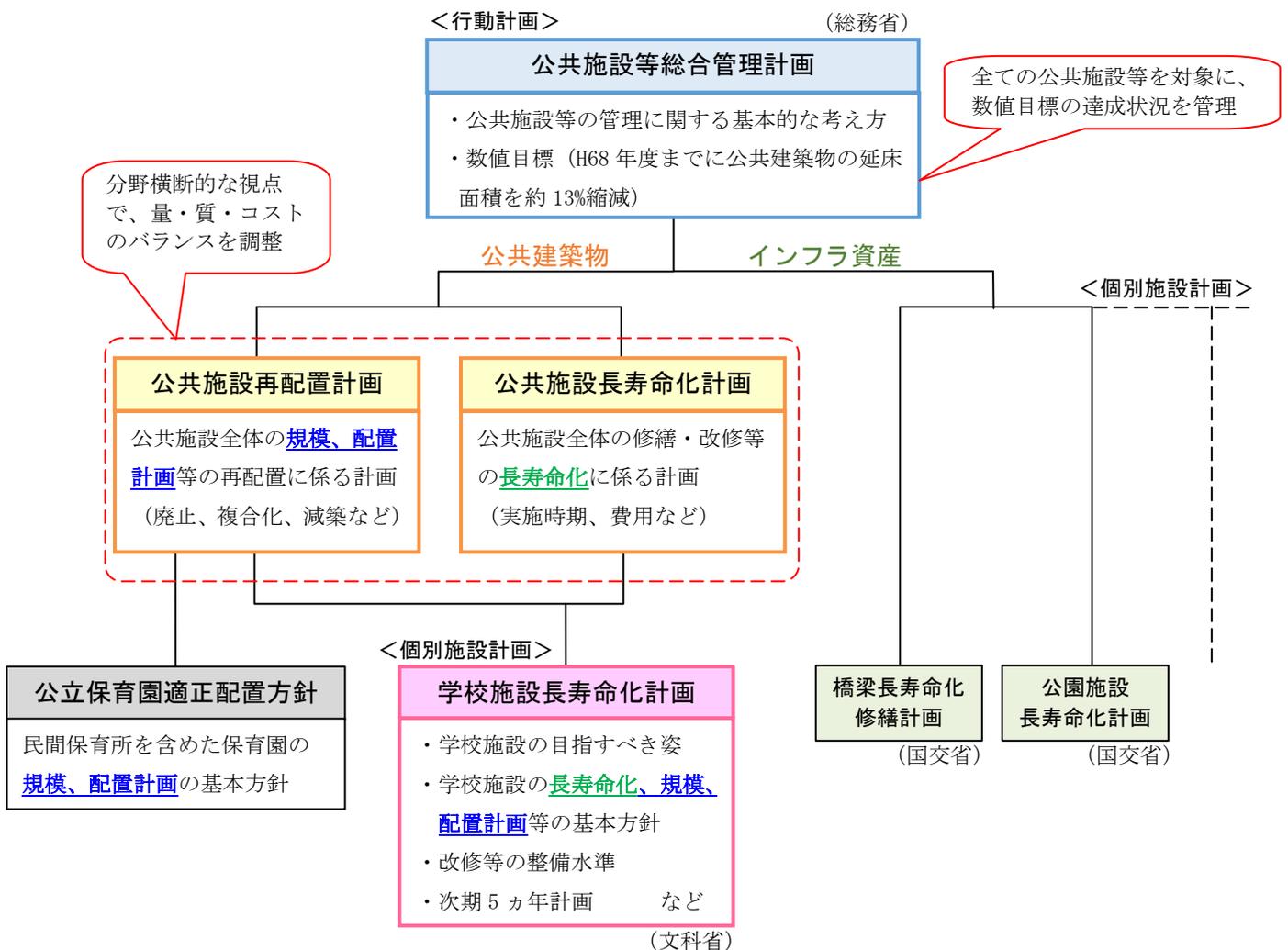


公共施設再配置計画と関連計画の位置付けについて

全国の自治体では、平成 28 年度に策定した公共施設等総合管理計画の管理方針や数値目標に基づき、学校、道路及び公園といった個別施設毎に、対策の優先順位の考え方や対策内容、対策時期及び対策費用等を示した個別施設計画を策定しているところである。本市においては、インフラの分野で橋りょうや公園等で既に個別施設計画が策定されているところである。

ただし、市全体で公共施設等の量、質、コストの最適化を図るためには、各所管課で個別施設の検討を行うだけではなく、分野横断的な視点で数値目標の達成状況等を検証することが必要となる。そのため、本市では、平成 28 年度より学校施設を含め、全ての公共建築物を対象とした公共施設再配置計画と公共施設長寿命化計画の策定に取り組んでおり、前者は施設規模と配置計画等、後者は修繕・改修等の長寿命化に係る計画で、いずれも公共建築物の数値目標を達成するための両輪の計画として位置付けている。

また、公立保育園適正配置方針については、近年、補助金等の関係から市で保育園を保有するケースが減少していることなどを踏まえ、他施設との複合化等を検討するに先立ち、市内の民間保育所を含めた施設数や配置バランス等をまず整理する必要から検討が開始されたものである。そのため、公共施設再配置計画は、公立保育園適正配置方針と整合を図りながら策定していくことになる。



※ () …手引きや指針に基づく計画書の策定を要請している関係省庁